

第10次室蘭市交通安全計画の概要

第1部 総論

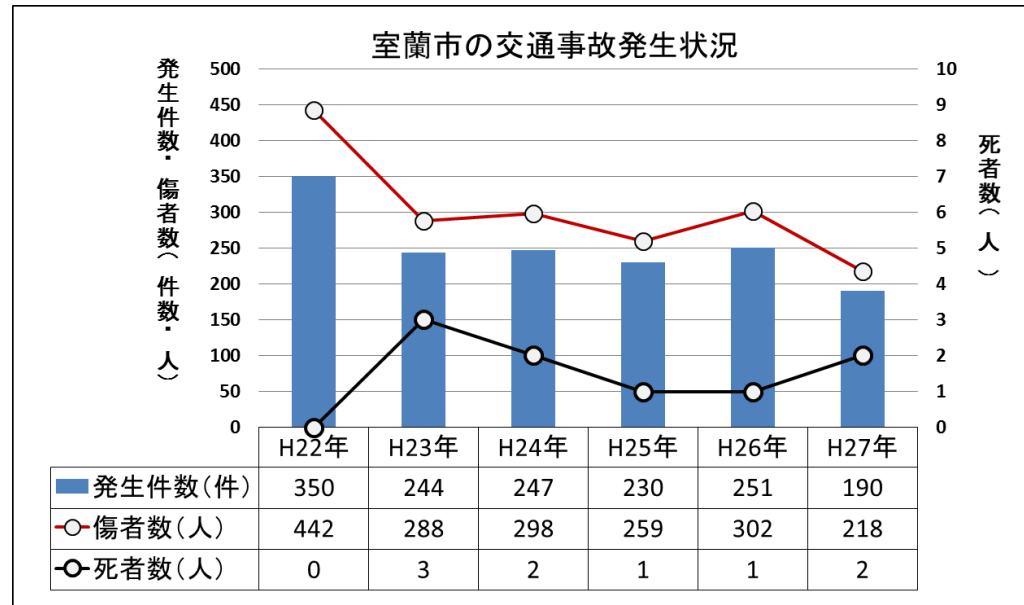
第1章 交通安全計画について

1. 計画の位置付け・期間等
 - ① 根拠：交通安全対策基本法第26条第1項（市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成するよう努めるものとする。）
 - ② 作成主体：室蘭市交通安全対策会議
 - ③ 期間：5年間（平成29年度～平成33年度）
2. 計画の基本理念「交通事故のない社会を目指して」
3. 計画の推進
 - ① 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
 - ② 地域ぐるみの交通安全対策の推進

第2章 交通事故等の現状等

1. 道路交通事故の現状と今後の見通し

- ① 第9次計画の目標
死者数の減少を最優先とし、死傷者数の確実な減少を目標としていたが、件数や負傷者数は大幅に減少したものの死者数が増加したことから、目標の達成には至らなかった。
- ② 今後の見通し
経済社会情勢の変化と高齢者人口の増加による高齢運転免許保有者の増加の見込みにより、道路交通事故については、今後も依然として厳しい状況が続くものと予想される。



2. 踏切事故の状況等

- ① 平成7年以降、無事故を続けている。

第3章 交通安全計画における目標

1. 道路交通の安全についての目標
 - ① 24時間交通事故死者数0を目指す。
 - ② 交通事故発生件数及び傷者数を、第9次室蘭市交通安全計画の最終年次（平成28年）の数値より減少させる。
 - ③ 若者と高齢ドライバーによる交通事故発生件数を、第9次室蘭市交通安全計画の最終年次（平成28年）の数値より減少させる。
 - ④ 飲酒運転を根絶するための社会環境づくりを推進する。
2. 踏切道における交通の安全についての目標
踏切事故の発生件数0を継続する。

第4章 重点課題と施策の柱

【重点課題】※下線部分は、本市が独自に課題として記載した箇所を示している。

1. 高齢化社会を踏まえた総合的な対策 高齢者が安心して日常生活を送るための総合的な交通政策を推進する。	5. シートベルトの全席着用 後部席の着用率は4割程度に止まっており、関係機関・団体と連携して、普及啓発活動を推進する。
2. 子どもの安全対策 <u>重大事故の再発防止に向けた取組、子どもを交通事故から守る観点から交通安全対策、通学路等の整備及び地域による交通安全活動等を推進する。</u>	6. 自転車の安全利用 自転車は被害者となる反面、加害者となることもあるため、交通安全教育等の充実を図る。
3. 飲酒運転の根絶 北海道飲酒運転の根絶に関する条例が施行されたが、 <u>本市においては、飲酒運転を伴う重大な交通死亡事故が発生し、その後も飲酒運転による違反や事故が後を絶たない。</u> 事業者、家庭、学校、地域住民、行政その他の関係するものの相互の連携協力の下、飲酒運転を根絶するための社会環境づくりを推進する。	7. 生活道路における安全確保 幹線道路を走行すべき自動車が生生活道路への流入を防止するため、面的・総合的な交通安全対策を推進する。
4. スピードダウン 事故直前の速度が高くなるほど致死率は高くなるため、総合的な速度抑制対策を実施する。	8. 踏切道における交通安全対策 踏切事故が発生すると多数の死傷者を生じるなど、重大な結果をもたらすことから総合的な対策を推進する。
	9. 冬季に係る陸上交通の安全 積雪寒冷地であり、路面凍結による交通渋滞やスリップ事故、歩行中の転倒事故等が発生することから、冬季の環境に対応した対策を実施する。

第3章の「目標」及び第4章の「重点課題」を踏まえ、第2部の「講じようとする施策」を推進する。

第2部 講じようとする施策

第1章 道路交通の安全 ※下線部分は重点課題の箇所を示している

1. 道路交通環境の整備	生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備（生活道路における交通安全対策の推進、通学路等における交通安全の確保、高齢者等の安全に資する歩行空間等の整備）、自転車利用環境の総合的整備、冬季道路交通環境の整備など
2. 交通安全思想の普及徹底	段階的かつ体系的な交通安全教育の推進（幼児・小中学生・高校生・成人・高齢者等・冬季）、交通安全に関する普及啓発活動の推進（高齢者等の安全、飲酒運転根絶、スピードダウン、シートベルト・チャイルドシート、自転車の安全利用）など
3. 安全運転の確保	運転者教育等の充実（高齢運転者対策、シートベルト・チャイルドシート・ヘルメットの着用、冬季の運転）など
4. 車両の安全性の確保	先進安全自動車の普及促進、自動車点検整備の充実、 <u>自転車の安全性の確保</u> など
5. 道路交通秩序の維持	交通の指導取締り強化等（ <u>飲酒運転・速度超過・自転車利用者</u> ）など
6. 救助・救急活動の充実	救助・救急体制の整備、救急医療体制の整備、救急関係機関の協力関係の確保等
7. 被害者支援の充実と推進	交通事故被害者支援の充実強化

第2章 踏切道における交通の安全 ※下線部分は重点課題の箇所を示している

1. 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	踏切遮断機の整備及び交通規制の実施など
2. その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置	<u>指導取締り、踏切事故防止キャンペーン</u> など